



2018年11月9日

各 位

会社名 株式会社セブン銀行  
代表者名 代表取締役社長 舟竹 泰昭  
(コード番号：8410 東証第一部)  
問合せ先 常務執行役員 企画部長 竹内 洋  
(TEL：03-3211-3041)

## コーポレートガバナンス・ガイドラインの一部改正に関するお知らせ

当社は、2018年11月9日に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）を一部改正しましたので、お知らせいたします。

本ガイドラインは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、当社が取り組むべきコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営指針を定めたものです。

本ガイドラインを、当社の役職員が共有するとともに対外的に公表することにより、当社のステークホルダーに対するコミットメントとし、これからも実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組んでまいります。

当社ホームのコーポレートガバナンスについては、ウェブサイトにてご確認いただけます。

- ・コーポレートガバナンスについて  
⇒ <http://www.sevenbank.co.jp/ir/management/governance/>

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本ガイドラインは、株式会社セブン銀行（以下、「当社」という。）が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、実効的なコーポレートガバナンスの実現を目指して取り組むべきコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営指針を定めるものである。

### 第2条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

1. 当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応え企業価値を高めていくために不可欠であると考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の明確化、経営監視機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレートガバナンスの実現を追求する。
2. 当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用している。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役に よる意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレートガバナンスの実効性を確保する。

### 第3条 (ガイドラインの位置付け)

本ガイドラインは、当社の役職員が共有するとともに、対外的に公表することにより、当社のステークホルダーに対するコミットメントとする。

### 第4条 (改廃)

本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### 第5条 (株主の権利の確保)

株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。

### 第6条 (株主総会における議決権の尊重)

株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。また、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。

- (1) 株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報を適確に提供する。
- (2) 株主総会招集通知を早期に発送及び開示し、株主がその内容を十分に検討できるだけの時間を確保する。
- (3) 株主との対話の充実と、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。

- (4) 株主総会に出席する株主だけでなく、全ての株主が適切に議決権を行使できるよう議決権の電子行使や招集通知の英訳等の環境整備を行う。
- (5) 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。
- (6) 取締役会は、経営判断の機動性・専門性確保のために、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮しなければならない。
- (7) 取締役会は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることをしないよう配慮しなければならない。

#### 第7条（関連当事者間の取引）

1. 株主の利益を保護するため、役員等の当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。
2. 取締役、監査役及び主要株主等との取引について、重要な取引又は定型的でない取引については、取締役会による承認を要するものとする。

#### 第8条（政策保有株式）

1. 政策保有株式については、その保有意義が認められない限り保有しないことを基本方針とする。保有の意義が認められる場合とは、現時点あるいは将来の採算性等の検証結果を踏まえ、取引先及び当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合をいう。当該精査・検証の結果、保有の意義が薄れた、又はなくなったと判断された政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく方針とする。
2. 政策保有株式については、個別銘柄毎に、定期的を取締役会で、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示する。当該精査・検証の結果、保有の意義が薄れた、又はなくなったと判断された政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく方針とする。
3. 政策保有株式に係る議決権の行使については、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているか等の観点や、当社の企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行う。特に、当社の業務遂行に重大な影響があると判断するような議案検討に際しては、発行会社との対話や担当部署による検証等を通じ、議案の賛否を検討する。
4. 当社の株式を政策保有株式として保有する会社から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなどの売却を妨げることは行わず、適切に対応を行う。
5. 当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行わない。

#### 第9条（買収防衛策）

1. 当社は、買収防衛策の導入を図る場合には、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行ったうえで実施するものとする。
2. 当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む。）を明確に説明するものとし、また、株主が公開買付けに応じて株式

を手放す権利を不当に妨げる措置を講じないものとする。

#### 第10条（資本政策）

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む。）については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行ったうえで実施するものとする。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

#### 第11条（株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係）

1. 中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、役職員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係維持に努める。
2. 株主以外のステークホルダーとの円滑な協働やその利益を尊重し、経営理念に掲げる考え方を当社グループ全体で共有するため、業務全般に亘る行動指針として倫理憲章、コンプライアンス方針、コンプライアンス遵守基準等を定め、当社グループの全役職員に対し周知及び浸透を図る。
3. 社会及び環境問題等の持続可能性を巡る課題について、CSR基本方針等に基づき積極的かつ能動的に取り組む。
4. 女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土を醸成する。
5. 当社及び役職員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として、内部通報制度を整備すると同時に、社内から独立した通報窓口を設置し、これを適切に運営する。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 第12条（情報開示と透明性）

1. ディスクロージャーの充実を通じてステークホルダー等との信頼の維持・向上を図るべく制定している情報開示方針（ディスクロージャーポリシーを含む。）に従い、経営に関する重要な情報を、自主的に、公平かつ適法・適切に開示する。
2. 実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、次の事項について開示する。
  - （1）経営理念、経営戦略、経営計画
  - （2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
  - （3）取締役報酬を決定するに当たっての方針と手続
  - （4）経営陣幹部の選解任と取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続
  - （5）経営陣幹部の選解任と取締役候補者及び監査役候補者の指名を行う際の個々の選解任・指名の理由
3. 情報を分かり易い内容でかつ株主のアクセスが容易となる多様な方法で開示するよう努める。
4. 国際的な情報開示の観点から、必要な範囲において英語での情報の開示及び提供に努める。

#### 第13条（会計監査人）

1. 会計監査人の独立性を確保するよう努める。
2. 監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行う。

- (1) 会計監査人を適切に選定及び評価するための基準を策定する。
  - (2) 会計監査人が当社の会計監査を行うに足る独立性と専門性を有しているか否かを確認する。
3. 取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行う。
- (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
  - (2) 必要に応じ、会計監査人が業務執行取締役等から情報を得るための機会を設ける。
  - (3) 会計監査人が、監査役、内部監査担当部署及び社外取締役と十分な連携ができる体制を整備する。
  - (4) 会計監査人が不正等を発見し当社に対し適切な対応を求めた場合や、不備又は問題点等を指摘した場合に対応する体制を整備する。

## 第5章 コーポレートガバナンス体制

### 第14条（取締役会等の体制）

1. 取締役会は業務執行に関する重要な意思決定を適切に行うと同時に、独立した社外取締役の配置により、業務執行に対し十分な監督機能を発揮できる体制とする。
2. 取締役のうち2名以上を独立した社外取締役（以下、「独立社外取締役」という。）として選任する。
3. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数（定款の員数である11名以内とする。）を維持する。
4. 取締役会は、その傘下に取締役会が委任する範囲の業務執行に係る審議機関として経営会議を設け、取締役会付議事項の事前協議を行うとともに、業務計画、財産の取得・処分、信用供与に関する事項、借財・経費支出、債権管理に関する事項、社員の賞罰、社員の勤務条件、福利厚生に関わる事項、組織の設置・変更・廃止、規則・規程の制定及び改廃等に関する審議を行う。経営会議の構成員は執行役員及び取締役会が指名する者とする。

### 第15条（取締役会の任務）

1. 取締役会は、会社法の定めるところに従い、会社の重要な業務執行を決定するとともに、業務執行取締役及び執行役員（以下、「業務執行役員」という。）の職務の執行を監督する。
2. 取締役会は、経営判断の機動性及び決議事項の専門性を考慮の上、法令の定めるところに従い株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する。
3. 取締役会は、法令及び社内規程の定めるところに従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行とその決定について、経営会議等の下位会議体及び業務執行役員に委任し、経営の監督機能を発揮する。
4. 取締役会と業務執行役員とは、それぞれが職務執行の責任を果たすとともに、相互に意思疎通をはかる。
5. 取締役会は、経営理念や具体的な経営戦略等を踏まえ、社長等の後継者計画について適切に監督を行う。
6. 取締役会は、業務執行役員の報酬について、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全なインセンティブ付けを行う。
7. 取締役会は、選任や解任を含めた業務執行役員の人事について、会社の業績等の評価を踏ま

え、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行する。

8. 取締役会は、業務執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備に向け、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制、リスク管理体制を適切に整備し、その運用が有効に行われているか否かを監督する。
9. 取締役会は、その職務の執行が本ガイドラインに沿って運用されているかについて毎年、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

#### 第16条（取締役会の運営）

1. 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め、業務執行役員と非業務執行役員との建設的な関係を確保し、自由闊達で建設的な議論・意見交換ができる環境を整備する。
2. 取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定する。
3. 取締役会において意義のある意見、指摘及び質問が行われるよう、取締役会の付議及び報告議案については、出席者の事前準備に要する期間に配慮し必要に応じて、資料の送付又は説明に努める。
4. 取締役会の年間スケジュールや予想される付議及び報告議案について予め決定する。

#### 第17条（取締役）

1. 取締役は、取締役会のメンバーとして、業務執行役員による業務執行を監督する。
2. 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。取締役は、内部監査担当部署から報告を受けるほか、必要に応じて社外の専門家の助言を得る。
3. 取締役は、取締役会の議題を提案する権利及び取締役会の招集を求める権利を適時かつ適切に行行使することにより、知り得た当社の経営課題の解決をはかる。
4. 取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行する。
5. 取締役及び執行役員は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社及び株主共同の利益のために行動する。

#### 第18条（取締役候補者選定基準）

1. 取締役候補者については、出身の各分野における十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献することができることを基準に選定する。
2. 取締役候補者は以下の欠格事由に該当しない者とする。
  - －反社会的勢力との関係が認められること
  - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

#### 第19条（監査役）

1. 監査役は、業務及び財産の調査権限を有する独任制の機関として取締役の職務の執行を監査する。また、監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努める。

2. 監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の分担等に従い、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査担当部署や子会社との意思疎通、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、取締役会その他の自らが出席する重要な会議において、能動的かつ積極的に権限を行使し、必要があると認められるときは、取締役等に対して適切に意見を述べる。
3. 監査役は、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の有無を調査する。
4. 監査役は、会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備及び運用状況について、財務報告に係る内部統制を含め、監査する。
5. 監査役は、当社の取締役や会計監査人との意思疎通や、他の監査役、内部監査及び内部統制を所管する関連部署との連携を図ることにより、自らの職務執行に必要な情報を収集する。
6. 監査役には、適切な経験・能力並びに財務及び会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任する。

#### 第20条（監査役候補者選定基準）

1. 監査役候補者については、出身の各分野における十分な実績・高い能力、業務遂行に必要な財務・会計・法務に関する知識、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できることを基準に選定する。
2. 監査役候補者は以下の欠格事由に該当しない者とする。
  - －反社会的勢力との関係が認められること
  - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

#### 第21条（社外役員）

1. 社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）は、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行う。
2. 社外役員は、業務執行役員及び支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。
3. 社外役員は、取締役会及び監査役会の判断及び行動の公正性をより高め、最良のコーポレートガバナンスを実現するとの観点からの助言を行う。
4. 社外役員は、当社のコーポレートガバナンス及び事業に関する事項等について、独立した客観的な立場に基づく情報交換及び認識共有を図る。
5. 社外役員は、業務執行の重要な事項について、社内外での知見や経験を活かし、業務執行の過程で不可避免的に生じる各種利益相反事象を含むリスクに対処し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、外部の視点から忌憚のない意見を述べる。
6. 社外役員は、取締役会に上程される事項に限らず、自らが知り得た情報の中に、業務執行について違法性を疑わせる事情があれば、調査し、取締役会で意見を述べる。
7. 社外役員の独立性に関する基準を定め開示する。社外役員は、原則として、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性の要件のほか、当社が定める独立性に関する基準を満たす者とする。

## 第22条（取締役・監査役の情報入手）

1. 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めることができる。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うものとする。
2. 取締役・監査役は、前項に定める事項を行うに際し、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。
3. 内部監査部門と取締役・監査役とは、連携を確保するものとする。また、当社は、社外役員に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うものとする。

## 第23条（指名・報酬委員会）

1. 取締役会の機能を補完するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役会の委任を受けて、株主総会議案として取締役候補者を取締役会に推薦すること、及び取締役会議案として執行役員候補者を取締役会に推薦すると同時に、取締役等の後継者計画を監督する。
2. 指名・報酬委員会は、当社の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議するものとする。
  - （1）報酬及び賞与に関する事項
  - （2）その他報酬に関する重要事項
  - （3）取締役候補者及び執行役員候補者の推薦に関する事項
  - （4）代表取締役候補者及び役付取締役候補者の推薦に関する事項
  - （5）その他取締役の人事に関する重要事項

## 第24条（取締役及び監査役の報酬等）

1. 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行並びに在位年数等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定する。
2. 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議において決定する。

## 第25条（取締役及び監査役の支援体制・トレーニングの方針）

1. 取締役及び監査役がその役割や責務を実効的に果たすために必要十分な社内体制を整備する。
2. 取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する。
3. 社外役員に社内の情報を十分に共有する体制を構築する。
4. 社外役員に対し、当社の経営理念、企業文化への理解を促すとともに、経営環境等について継続的に情報を提供する。
5. 社外役員が、業務執行役員や他の非業務執行役員との間で定期的に会合を開くなど、役員相互での情報の共有、意見の交換を充実させるための環境を整備する。
6. 社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担する。



## 第6章 株主との対話

### 第26条（株主との対話）

1. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主との間で建設的な対話を行う。
2. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は、次のとおりとする。
  - （1）株主との対話全般につき、企画部担当役員が統括し、株主との対話にあたっては、企画部が中心となって関係部署が適切に情報交換を行い有機的に連携する。
  - （2）株主との対話は、合理的な範囲で、取締役等が対応する。
  - （3）株主との対話の手段を充実させるため定期的に投資家説明会の開催等を行う。
  - （4）対話において把握された株主の意見等については、定期的にと取締役等に報告する。
  - （5）株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理する。
3. 株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の定期的な把握に努める。
4. 経営計画を策定し、公表するにあたっては、自社の資本コストを的確に把握したうえで、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力や資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかなど、その内容を具体的に説明する。

以上

2015年12月11日制定

2017年6月19日改訂

2018年11月9日改訂

#### 【参考：既の開示している関連資料】

- ・ 社是
- ・ 経営理念
- ・ 倫理憲章
- ・ CSR基本方針
- ・ ディスクロージャーポリシー
- ・ 社外役員の独立性に関する基準